

柏崎市産業文化会館の利用料金について

公益財団法人 かしわざき振興財団では、新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例に基づいて、柏崎市産業文化会館の利用料金を以下のとおり定めています。「産業の振興と市民生活の向上、教育、文化の発展に寄与」することを目的として、市民の一般利用に対しては利用料金を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取扱いになっています。

1 対象施設

柏崎市産業文化会館

2 一般の利用について

柏崎市産業文化会館の設置目的である「産業の振興と市民生活の向上、教育、文化の発展に寄与」することを目的とした一般・学校等の利用における利用料金については、別紙「柏崎市産業文化会館利用料金」のとおりです。

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合は、定額が別紙「柏崎市産業文化会館利用料金」の10割増となります。

3 営利を目的及びこれに類似の利用、又は商品の販売での利用について

営利を目的及びこれに類似の利用、又は商品の販売で利用する場合は、定額が別紙「柏崎市産業文化会館利用料金」の10割増となります。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が、2,000円以下の場合の施設の利用料金は定額の5割増となります。

〈適用例〉

- (1) 興行を目的とした利用（コンサートなど）
- (2) 企業等による商品販売行為による利用（展示販売会）

4 業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとしての利用について

業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとして利用する場合は、定額が別紙「柏崎市産業文化会館利用料金」の5割増となります。

〈適用例〉

- (1) 企業等による販売行為を伴わない営業活動による利用（展示会など）
- (2) 人材派遣会社による派遣社員募集や人材登録等、その他関連業務による利用

5 利用料の減免について

文化ホールにおいて、学校等が授業又は入場料を徴収しない催事等で利用する場合は施設利用料金（附属設備料金は含まない）の減免を受けることができます。減免額については利用者の区分に応じて変わりますので、申請手続きを含め、詳しくは施設へ問い合わせ下さい。

公益財団法人 かしわざき振興財団

【別紙】

柏崎市産業文化会館 施設利用料金

(円)

施設	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	時間利 用 1H	備 考
文化ホール (平日)	7,200	9,980	12,870	15,740	20,550	25,730	—	固定席 413人
文化ホール (土日祝)	7,690	10,930	15,270	17,040	24,530	30,830		
第1楽屋	860	1,010	1,300	1,870	2,300	3,160	—	41 m ²
第2楽屋	500	790	940	1,290	1,730	2,230	—	41 m ²
大ホール	7,920	11,210	14,260	17,380	22,680	31,580	—	552 m ²
応接室	650	860	1,010	1,510	1,870	2,520	250	32 m ²
第1会議室	1,730	2,220	2,960	3,860	5,020	6,660	790	69 m ²
第2会議室	2,220	3,210	4,030	5,350	6,830	9,460	1,080	128 m ²
第3会議室	720	1,010	1,300	1,730	2,300	3,020	360	48 m ²
第4会議室 (和室)	1,230	1,900	2,470	3,120	4,110	5,510	650	37 m ² (24畳)
第5会議室 (和室)	940	1,300	1,980	2,230	3,210	4,220	500	37 m ² (24畳)
第6会議室 (和室)	1,300	1,980	2,470	3,270	4,200	5,680	650	50 m ² (31畳)
研修室	790	1,080	1,730	1,870	2,800	3,600	430	56 m ²
展示室	1,730	2,710	3,780	4,200	6,170	7,570	—	109 m ²

※表示使用料は消費税を含みます。

1. 住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、定額を10割増とするほか、2. 3. 及び7. の規定を適用する。
2. 営利を目的とする映画、演劇、演芸、演奏及びこれに類似の利用、又は商品の販売にあっては、施設の利用料金は定額の10割増とする。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が、2,000円以下の場合の施設の利用料金は定額の5割増とする。
3. 業務上の利用又は広告、宣伝、展示、その他これに類するものであって将来に利便を得ようとして利用すると認めるときは、施設の利用料金は定額の5割増とする。
4. 時間利用する場合の施設の申し込みは、利用日の1か月以内から受け付ける。利用時間は2時間以上とし、それを越える場合は1時間単位とする。
5. 利用時間が本表に定める利用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
6. 利用時間を超過して利用する場合は、1時間につき、施設の利用料金（暖冷房の実費相当額を含む。）の時間割計算による額を徴収する。ただし、1時間に満たない場合は、1時間とみなすものとする。
7. 文化ホール及び楽屋を準備又は練習で利用する場合の施設の利用料金は、定額の5割を徴収する。